

別紙新旧対照表

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の運用について（平成13年3月30日付け12生畜第1826号農林水産省生産局長・水産庁長官通知）一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
<p style="text-align: center;">記</p> <p>目次 〔略〕 第1～第4 〔略〕 第5 その他 1 〔略〕 2 製造業者等の届出 製造業者等の届出については、基準又は規格が定められた飼料又は飼料添加物の製造業者、輸入業者及び販売業者は、その事業を開始する2週間前までに一定の事項を届け出なければならないとされている（法第50条第1項及び第2項）。この場合、基準又は規格が定められた飼料又は飼料添加物における基準又は規格には、安全性確保の観点から一般的に定められた基準又は規格も当然含まれる。なお、製造業者、販売業者のうち、①自家配合農家等の販売を目的としない製造を業とする製造業者、②飼料の消費者に対する販売を目的とする製造を業とする製造業者であって、田において自ら生産した農産物を原料又は材料として飼料を製造する製造業者、③飼料の消費者に対し自ら生産した農産物を飼料として販売することを業とする販売業者の届出義務の適用が除外されている（規則第69条）。 〔以下略〕</p>	<p style="text-align: center;">記</p> <p>目次 〔略〕 第1～第4 〔略〕 第5 その他 1 〔略〕 2 製造業者等の届出 製造業者等の届出については、基準又は規格が定められた飼料又は飼料添加物の製造業者、輸入業者及び販売業者は、その事業を開始する2週間前までに一定の事項を届け出なければならないとされている（法第50条第1項及び第2項）。この場合、基準又は規格が定められた飼料又は飼料添加物における基準又は規格には、安全性確保の観点から一般的に定められた基準又は規格も当然含まれる。なお、製造業者、販売業者のうち、①自家配合農家等の販売を目的としない製造を業とする製造業者、②飼料の消費者に対し自ら生産した農産物を飼料として販売することを業とする販売業者の届出義務の適用が除外されている（規則第69条）。 〔以下略〕</p>